

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

子 育 て 支 援 課
平成 30 年 9 月 7 日

子ども・子育て支援法により、県が平成 27 年 3 月に 5 か年計画として策定した本計画について、平成 29 年度が計画の中間年であったことから、最新の保育需要を反映し、計画の見直しを行いました。

1 計画の概要

- 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定された、都道府県が策定する法定計画。
- 市町村が幼稚園教育・保育、子育て支援のニーズを把握の上、保育所などの施設整備や地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を行うために「子ども・子育て支援事業計画」を策定。市町村を支援するため、県が本計画を策定。

2 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間。(平成 29 年度に計画の中間見直し)

3 計画の見直しの主な内容

(1) 教育・保育の提供体制の確保

ア 需要見込み、整備計画数の見直し

* 整備計画数	(当初計画)		(見直し後)
H30. 4. 1	112, 716人	→	114, 563人
H31. 4. 1	115, 486人	→	123, 078人
参考：H29. 4. 1実績	108, 312人	→	H32. 4. 1目標 128, 736人

イ 施設類型別、市町村別の整備目標数の記載も追加

ウ 認定こども園の設置目標数と設置時期についての記載の追加

(2) 人材の確保と資質の向上

ア 保育従事者数等について、最新の保育所等の整備に対応した見込み数に見直し

* 保育士数	(当初計画)		(見直し後)
H31. 4. 1	17, 230人	→	24, 672人
参考：H29. 4. 1実績	21, 253人	→	H32. 4. 1目標 25, 824人

イ 保育士確保・定着対策の強化の取組を盛り込んだこと

4 今後の県の取組

- 毎年度、保育の提供体制について、市町村ごとの利用申込数、施設整備数などの進捗管理を行います。
- 施設整備及び保育士確保対策等において、県単独事業を実施するなど、引き続き市町村と連携して子育て環境の充実に取り組んでいきます。
- 保育の受け皿整備を更に加速化し、平成 32 年度までの待機児童解消に向けて努めてまいります。